

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会
報 告 書 （素案）

平成 27 年 月

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会

目 次

I	はじめに	1p
1	改築の必要性	
2	検討委員会の目的	
II	敷地等の現状	1p
1	敷地の概要	
2	敷地条件等	
III	改築の基本理念	2p
1	基本構想検討に当たっての考え方	
2	改築の基本理念	
	(1) 多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり	
	(2) 健康的で安全な学校づくり	
	(3) 地域に開かれた学校づくり	
IV	施設全体の整備方針	4p
1	校舎の整備方針	
2	体育館及びプールの整備方針	
V	必要諸室等についての考え方	5p
1	普通教室について	
2	特別教室について	
3	管理諸室について	
4	体育館及びプールについて	
5	運動場について	
6	避難所機能について	
7	その他	
VI	仮校舎等について	8p
1	仮校舎について	
2	仮運動場について	
3	体育館及びプールについて	
4	給食室について	
VII	誠之小学校の改築に向けて	9p
1	設計契約におけるプロポーザル方式の採用について	
2	基本設計・実施設計に向けて	
3	工事期間中の児童及び周辺地域への配慮	

I はじめに

1 改築の必要性

誠之小学校は、大正13年に第2校舎を改築して以降、90年余りが経過しており、外壁や給排水・電気設備等の施設の老朽化が進んでいる。また、平成14年までに耐震改修を行い、耐震性能は確保されているものの、増改築を繰り返した現校舎は、バリアフリー化や教育環境に課題があり、改築がかねてより懸念となっていた。

子どもたちの安全の確保は、最優先とされるべき課題であり、東日本大震災以後、文部科学省では避難所機能や防災対策の向上など、各自治体に東日本大震災において顕在化した課題や学校施設に係る課題の対応を求めている。

このような状況を鑑み、今回、文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置して、改築のための基本構想の検討を行うこととした。（参照：資料第1号、資料第2号、資料第5号）

2 検討委員会の目的

検討委員会は、施設の老朽化等による誠之小学校の改築計画に伴い、地域環境、校地の特性等を考慮し、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設のあり方について検討することを目的とする。

II 敷地等の現状

1 敷地の概要

(1) 場 所	文京区西片二丁目14番6号
(2) 敷地面積	7, 782 m ²
(3) 校舎面積	5, 519 m ²
規模・構造	地上4階建、地下1階 R C造
(4) 体育館面積	577 m ²
(5) 運動場面積	2, 025 m ²

2 敷地条件等

- (1) 用途地域 第一種低層住居専用地域
- (2) 防火地域 準防火地域
- (3) その他地域地区 第一種高度地区
- (4) 法定建ぺい率 可能な建築面積 約4,650㎡(60%)
- (5) 法定容積率 可能な延べ面積 約11,500㎡(150%)
- (6) 日影規制 4時間 — 2.5時間 日影高さ1.5m
- (7) その他関連する法律等
 - ・消防法
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - ・東京都駐車場設置条例
 - ・東京都福祉のまちづくり条例
 - ・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
 - ・東京都建築安全条例
 - ・東京における自然の保護と回復に関する条例
 - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
 - ・東京都文化財保護条例
 - ・文京区景観づくり条例
 - ・文京区みどりの保護条例
 - ・文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例
 - ・文京区福祉環境整備要綱

Ⅲ 改築の基本理念

1 基本構想検討に当たっての考え方

誠之小学校は、閑静な低層住宅市街地に囲まれ、明治8年の開校以来“誠之人道”の精神の下、学校、保護者、地域が共に力を合わせて築き上げてきた長い歴史と伝統を有する小学校である。

学校施設は、第1校舎、第2校舎及び第3校舎並びに屋内運動場及びプールから成り、大正13年に第2校舎を改築した後、数次にわたり増改築を重ね、現在に至っている。平成14年までに耐震改修工事は完了しているものの、施設の老朽化や児童一人当たりの校舎面積が区立小学校の中で特に狭い

など、児童を取り巻く教育環境の早急な改善が求められている。

今回の改築には、新学習指導要領への対応はもとより、学校施設の地域への開放や避難所機能などを考慮した施設整備も求められている。さらに、『文京区教育振興基本計画』の考えも取り入れた学校づくりを行っていかねばならない。

また、体育館及びプールについては、昭和38年築で平成14年に耐震改修工事を行っているが、限られた敷地のより有効な活用を図るためには、これらを含めた施設の全面的な検討が不可欠である。ただし、敷地内の樹木については、これまで学校と地域とが心を込めて見守ってきたものであることを十分に踏まえ、改築に際しどうしても支障となる樹木を除き、できる限り存続させることが望ましい。

さらに、本校西側には、高さ約6m幅約100mにわたる擁壁があり、その安全性の向上や周辺道路の整備について周辺地域の長年の課題となっており、施設の有効な活用を図るためにも、併せて検討が必要である。

これらを勘案して、敷地等諸条件の中で、誠之小学校の歴史と伝統と校風が反映された、最良となる学校づくりが実現するよう、施設のあり方について検討を進めたものである。

なお、基本構想の検討に当たっては、「文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会報告書」等も参考にした。

2 改築の基本理念

(1) 多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり

- ① 児童が、各学年段階に応じて、学習・生活のために必要となる空間、学習環境を確保できる適切な室構成、空間配分及び位置に配慮した施設整備を行う。
- ② 児童の主体的な活動を支援できる施設整備を行う。
- ③ 一斉指導による学習以外に、ティームティーチング、習熟度別学習、少人数指導による学習等の活動を効果的に行うことができる多様な学習形態に対応した施設整備を行う。
- ④ 高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育み、児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支える質の高い教育環境を提供できる施設整備を行う。
- ⑤ 教育上特別の支援を必要とする児童に配慮し、適切な指導及び支援が行

うことできる施設整備を行う。

(2) 健康的で安全な学校づくり

- ① 児童の学習のための場であるとともに、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設整備を行う。
- ② 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風等に配慮した施設整備を行う。
- ③ 敷地内や建物内及び外部からの見通しに配慮するとともに、防犯及び安全性を重視した計画を行う。
- ④ バリアフリー化を推進する施設整備を行う。
- ⑤ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進し、環境負荷を低減するとともに、環境教育の教材としての活用や地域の先導的な役割を果たす施設整備を行う。

(3) 地域に開かれた学校づくり

- ① 地域のコミュニティの核、生涯学習等の基盤として、学校施設を地域住民等が有効に活用することができる施設整備を行う。
- ② 地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、地域の特性に応じた特色ある施設整備を行う。
- ③ 誠之小学校の歴史、伝統、校風を保存・継承するような施設整備を行う。
- ④ 敷地の高低差を生かした計画とし、近隣へのプライバシー、騒音等に配慮するとともに、地域の景観形成に貢献する施設整備を行う。
- ⑤ 避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえた施設整備を行う。

IV 施設全体の整備方針

1 校舎の整備方針

誠之小学校の敷地は、敷地東側の区道 8 2 3 号線と敷地西側の区道 5 9 2 号線に挟まれ、現在の校舎は、敷地北西側に L 字型で並んだものとなっており、敷地西側には高く大きな擁壁がある。新校舎については、擁壁のあり方を含め、諸条件の制約の中でできる限り敷地を有効活用すると、敷地全体として約 11, 500 m²程度の建物が建築可能である。

その場合、擁壁の安全性を確保した上で、敷地西側の部分を含めた配置と

なるが、西側の校舎の建て方によっては、教室における採光などに懸念がある。したがって、日照、採光、通風等の教育環境に十分配慮し、敷地の北側及び西側を活用し、校舎を建設することを前提に改築を進めていくものとする。

なお、擁壁を含めた敷地西側の整備に当たっては、建築基準法等の関係法令を遵守した上で、新たに門扉を設置し、災害時の安全性や地域の利便性の向上に資するとともに、学校のセキュリティーや地域の景観にも配慮した計画の検討を進めていくものとする。（参照：資料第3号－1）

また、敷地内の緑化については、維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望のもとに緑化計画の策定を進めていくものとする。

2 体育館及びプールの整備方針

今回の改築に当たっては、限られた敷地を最も有効に活用して、必要な諸室を効果的に配し、計画する必要がある。そのため、西側の校舎は、敷地の東側から見ると一部地階とならざるを得ないため、普通教室や特別教室など児童の活動場所を地階に配置することは好ましくない。したがって、体育館及びプール部分の敷地も視野に入れた設計を行い、その中で最良の配置、設計を考えるべきである。

また、現在の体育館は、児童一人当たりの体育館面積が区立小学校の中で最も狭く、渡り廊下で校舎と接続され、出入り口も限られている。一方、プールは、現在、体育館の下にあるため、夏でもボイラーを焚いて使用しなければならない。これらの対応については、大規模改修工事のときに併せて抜本的な見直しを計画的に行うこととしている。

したがって、上記の状況等を勘案して、現在の体育館及びプールは取り壊すこととし、その部分の敷地も合わせて一体とした新校舎建設工事を行うものとする。その中に、体育館及びプールも取り入れて、最も使い勝手がよくなるように、配置やレイアウトを工夫し、動線確保や運営管理にも十分配慮した施設整備を行うものである。（参照：資料第3号－1）

V 必要諸室等についての考え方

基本理念に基づき、小学校として必要な諸室についての検討を行った。これらの諸室についての考え方は、誠之小学校の施設整備のあり方の理想像を検討したものであり、建築諸条件や経費等を考慮したものではないが、できる限り、設計の際に考慮していくものとする。

1 普通教室について

- ① 普通教室は、「文京区教育振興基本計画」の考え方を勘案し、少人数指導等による学習に用いる教室を含め、各学年4教室とする。
- ② 普通教室は、日照、通風、採光等の良好な環境条件の確保に十分留意しつつ、位置、方位等を計画することが重要である。
- ③ 同一学年の普通教室は、多目的教室の位置づけに留意しつつ、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。
- ④ 普通教室の大きさは、児童の体格向上に配慮して、8 m×8 m より大きくすることが望ましい。
- ⑤ 普通教室は、間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、日常的に展開される多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できる計画にすることが重要である。

2 特別教室について

- ① 特別教室は、理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、図書室等を整備する。
- ② 理科室、音楽室及び図画工作室は、学級数を考慮し、2教室ずつ整備することが重要である。
- ③ 理科室、音楽室、図画工作室及び家庭科室には倉庫を兼ねた準備室を設置することが重要である。
- ④ 特別支援学級は、障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- ⑤ 体育館とは別に、学年が一堂に利用できるランチルームなどの広い教室が重要であり、会議等で利用できる多目的室とすることが望ましい。
- ⑥ 教科の特質に応じて適切な大きさの教室を整備することが重要である。
- ⑦ 図画工作室には、十分な水栓、流しを設置することが重要である。
- ⑧ 和室は、日本の伝統を伝えるとともに、地域開放用として設置することが重要である。

- ⑨ 音楽室は、近隣地域への影響に配慮し、防音仕様とすることが重要である。

3 管理諸室について

- ① 管理諸室は、校長室、職員室、保健室、給食室、会議室等を整備する。
- ② P T A室及びP T A会議室は、学校・家庭・地域が連携協力する場、P T A活動の拠点となる場等として、計画することが重要である。
- ③ 校歴室は、貴重な資料を多数に亘り保管しているため、充実を図ることが重要である。
- ④ 校長室、職員室等の管理諸室は、屋外運動場、アプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に設置することが重要である。
- ⑤ 保健室は、屋内外の運動施設と連絡がよく、児童の出入りに便利な位置に計画することが重要である。
- ⑥ 教材教具室は、各フロアに1部屋ずつ設置することが望ましい。

4 体育館及びプールについて

- ① 体育館は、校舎とのバランスに配慮し、可能な限り大きく整備することが重要である。
- ② プールは、採光、日照等に配慮することが重要である。
- ③ プールは、屋外に設置する場合であっても、可動式屋根を設置し、夏季以外には運動場として利用できるように計画することが望ましい。
- ④ 体育館には、観覧の空間を設けることが望ましい。

5 運動場について

- ① 運動場は、校舎の大きさや配置との兼ね合いもあるが、最低120mのトラックが取れるよう、できる限り広く確保することが重要である。
- ② 運動場のトラックは、児童の体力を考慮し、各学年が安全に使用できるように設置することが重要である。
- ③ 運動場には、体育倉庫を設置することが重要である。

6 避難所機能について

- ① 防災倉庫の設置は重要であり、校舎内に整備したとしても外部から直接

荷物の搬出入できることが望ましい。

- ② 避難所となる場合は、避難所機能と教育機能の区画や動線が分かれるように計画することが重要である。
- ③ 避難所機能の検討に当たっては、要配慮者の専用スペースを計画することが重要である。
- ④ 障害のある児童、教職員や、高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を計画することが重要である。
- ⑤ 災害時に便器が使用できなくなることも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保することが重要である。

7 その他

- ① 教室とは別に、学年が一堂に活動することができるまとまった空間を整備することが重要である。
- ② 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギー化に配慮した施設作りが重要である。
- ③ 社会教育施設として活用するのであれば、学校の安全対策に支障が生じないように利用者の動線や施設利用の運営方法について配慮した施設作りが重要である。
- ④ 西側の門扉は、避難所及び社会教育施設の利用者が使用することとし、学校の安全性に配慮した計画とすることが重要である。
- ⑤ 運動場内のイチョウ及びエンジュは残置することとし、ヒマラヤスギは改築の支障となるため記念保存等を図り活用していく。

VI 仮校舎等について

1 仮校舎について

新校舎建設中は、旧校舎を取り壊すため、仮校舎が必要になる。仮校舎については、自校方式と他所に確保する2通りの方法があるが、他所に適地を確保することは極めて難しい状況にある。

したがって、現在の敷地を有効活用し、仮設校舎を敷地内に建設する自校方式を採らざるを得ない。

その場合、現在の校舎のうち、新校舎の敷地となる区道 592 号線側の第2，

3校舎を壊し、運動場内にその部分の仮校舎を建設することが、現在考えられる最も現実的な方法である。その際、仮校舎については、工事期間中も、生徒の教育環境が確保できるよう最大限に配慮するものとする。(参考：資料第3号－2)

2 仮運動場について

運動場に仮校舎を建設すると、運動場は使用できなくなるので、工事期間中は、運動場の代替地として、近隣小中学校等の運動場を使用することができるよう今後協議する。

3 体育館及びプールについて

既存の体育館及びプールは、工事手法、工程等を工夫し、新しい体育館及びプールが使用できるようになるまで利用する。

4 給食室について

学校給食は、児童の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであるため、建替え中も引き続き実施する必要がある。

このため、工事期間中も衛生面、安全面に配慮し、自校内で給食を調理するため、仮校舎に給食室を設置する。

VII 誠之小学校の改築に向けて

1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式とは、業者から設計方法の提案を受けて審査を実施し、総合的に判断して業者を選定する方式である。選定のために一定の期間はかかるが、この方式を採用することによって、経費だけで選定するよりも、高い技術力や経験を持つ設計者を選定することができることから、設計契約に当たっては、プロポーザル方式を採用することとする。

2 基本設計・実施設計に向けて

基本設計・実施設計に際しては、本報告書の改築の基本理念、施設全体の

整備方針、必要諸室等についての考え方を踏まえた設計を行うように、設計者を選定し、指示していくものとする。

3 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮

工事期間中は、安全面の確保について万全を期するとともに、児童及び周辺地域への負担ができる限り軽減するよう、施設の確保、工事手法、工程において最大限に配慮するものとする。

特に、工事車両の搬出入に当たっては、大量の車両が生活道路を通過することによる周辺地域の生活環境への影響を、可能な限り軽減するべく計画することが重要である。

4 スケジュール（案）

資料第4号のとおり

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会設置要綱

26 文教教学第 578 号平成 26 年 7 月 1 日教育長決定

(目的)

第1条 施設の老朽化に伴う文京区立誠之小学校（以下「誠之小学校」という。）の改築について、地域の特性に応じた学校づくりを進めるため、文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 改築校舎の基本的な事項に関すること。
- (2) 工事期間中の仮校舎及び運動場等の対策に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員及びアドバイザー)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 19 人以内をもつて組織する。

- (1) 教育推進部長、教育推進部学務課長、教教育推進部教育改革担当課長、育推進部教育指導課長、企画政策部企画課長、施設管理部施設管理課長（技術）の職にある者
- (2) 誠之小学校校長、誠之小学校副校長の職にある者
- (3) 誠之小学校 P T A 2 人
- (4) 学校運営協議会関係者 2 人
- (5) 通学区域内町会・自治会関係者 6 人以内
- (6) 青少年対策向丘地区委員会関係者 1 人

2 委員会には、アドバイザーとして学識経験者（学校建築）を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

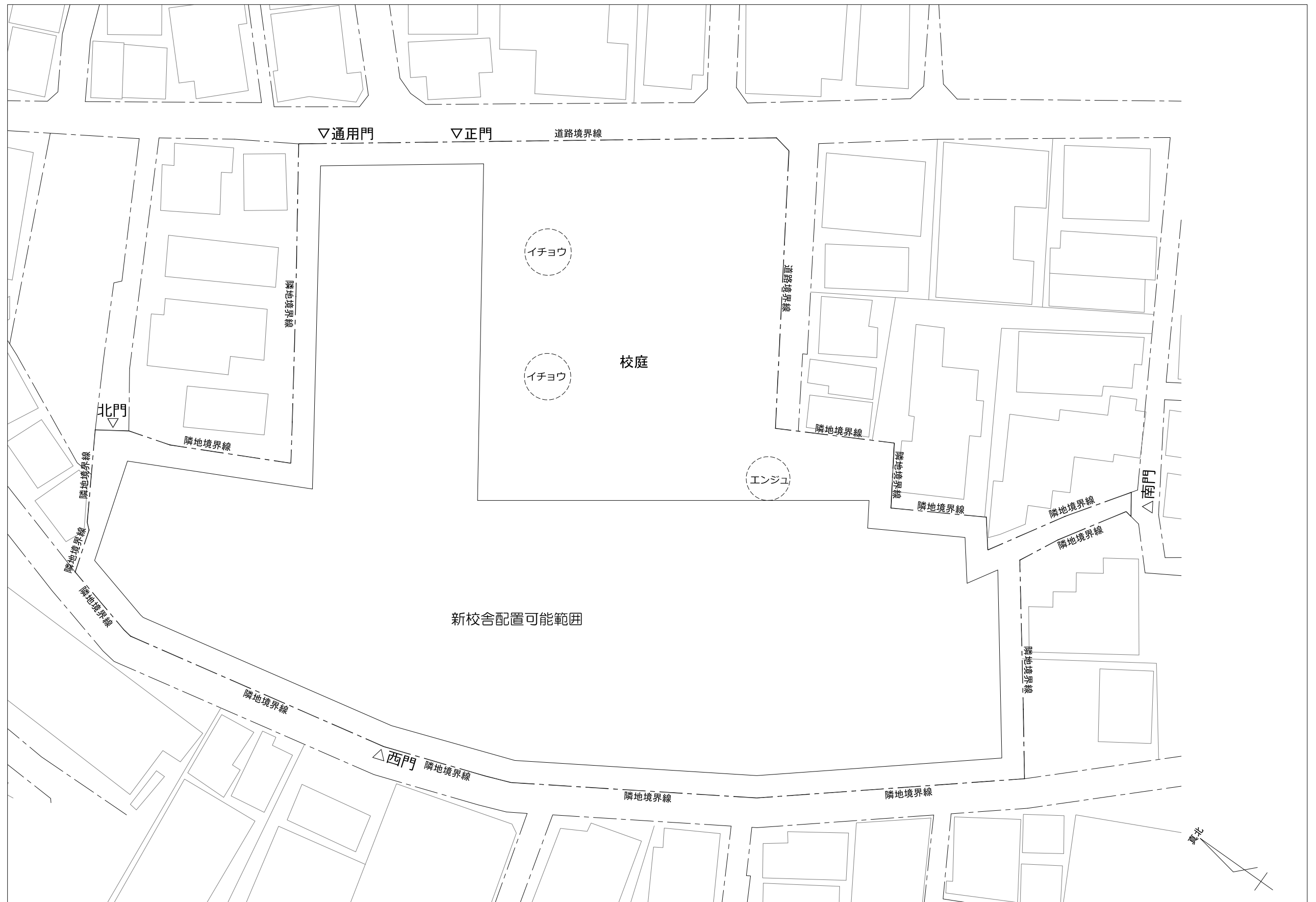
【資料第 2 号】

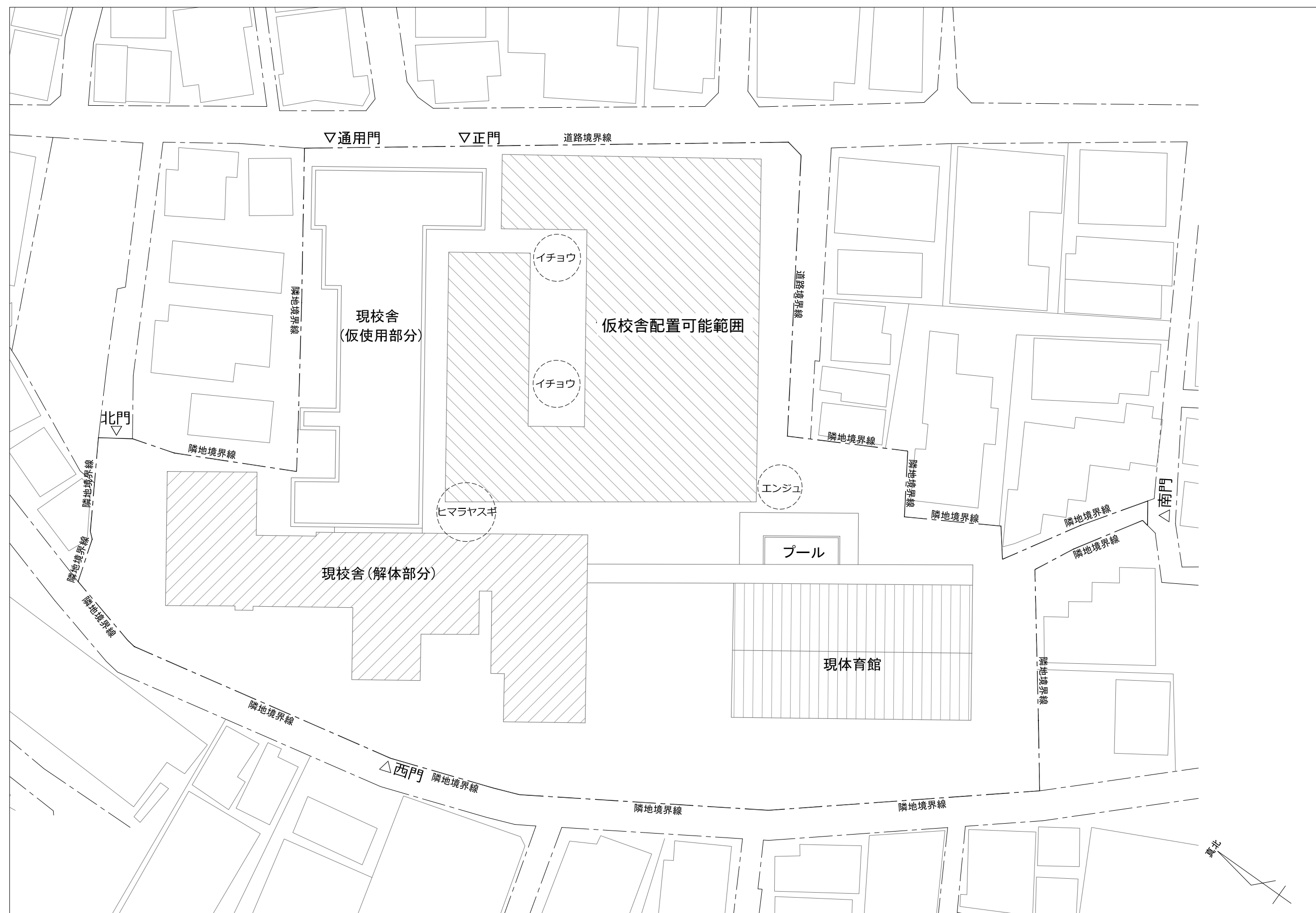
文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会委員名簿

(任期：平成 26 年 9 月 11 日から)

平成 26 年 9 月 17 日改定

	所 属	氏 名
委 員 長	教育推進部長の職にある者	田 中 芳 夫
副 委 員 長	教育推進部学務課長の職にある者	竹 田 弘 一
委 員	誠之小学校 P T A	森 本 武 志
委 員	誠之小学校 P T A	宮 崎 知 明
委 員	学校運営協議会	笹 沼 健 一
委 員	学校運営協議会	鮫 島 明 良
委 員	通学区域内町会・自治会	澁 木 禧 雄
委 員	通学区域内町会・自治会	松 尾 紀 彦
委 員	通学区域内町会・自治会	小 倉 芳 彦
委 員	通学区域内町会・自治会	諏 訪 勉 (平成 26 年 9 月 17 日から)
委 員	青少年対策向丘地区委員会	中 西 薫
委 員	誠之小学校校長の職にある者	西 田 義 貴
委 員	誠之小学校副校長の職にある者	田 村 純 子
委 員	教育推進部教育改革担当課長の職にある者	熱 田 直 道
委 員	教育推進部教育指導課長の職にある者	北 島 陽 彦
委 員	企画政策部企画課長の職にある者	竹 越 淳
委 員	施設管理部施設管理課長（技術）の職にある者	鵜 沼 秀 之
アドバイザー	学識経験者	西 出 和 彦





誠之小学校改築計画予定スケジュール

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
基本設計・実施設計	↕	↕					
仮校舎建設工事		↕	↕				
既存校舎解体工事			↕			↕	
改築工事			↕	↕		↕	
校庭整備工事						↕	
運動場使用不能期間		↕	↕	↕	↕	↕	↕

※この予定スケジュールは、過去の工事事例等から想定された工事期間です。

誠之小学校改築基本構想検討委員会開催経過

	開催日	検 討 内 容
第1回	9月11日	・基本構想検討委員会について ・改築基本構想検討委員会の進め方について ・誠之小学校の現状について
第2回	11月6日	・検討事項と報告書のイメージ ・改築の基本理念 ・必要諸室等についての考え方
第3回	12月4日	・施設全体の整備方針
第4回	1月29日	・仮校舎等について
第5回	2月26日	・報告書（素案）について
第6回	3月 日	・報告書（案）について